

<p>(2) 設備資金借入金について、1年以内に支払の期限が到来する債務もすべて固定負債として計上している。貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来する債務については流動負債として、支払の期限が1年を超えて到来するものは固定負債として処理すること。【「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知)6】</p>	<p>(2) 令和4年度の8月より返済の始まる借入金について、償還約定表が3年度中に届かず令和4年5月に届いたのだが、令和4年8月からの返済なので気づかず、そのまま決算にしてしまった。今年度になってしまったので4月の処理とした。 添付書類参照別紙3</p>	<p>令和5年4月30日にて処理済</p>
---	--	-----------------------

注：改善措置の進捗状況が説明できる資料を添付すること。

結果通知の文書番号ごとに、この様式により改善措置を作成すること。